

はじめに

1 策定の趣旨

- 平成18(2006)年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体が教育の振興に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなって以降、本県では、3次にわたる計画に沿って、具体的な施策を展開してきました。こうした取組を積み重ねた結果、子どもたちの自己肯定感や社会参画する力が向上したり、学校と地域との連携・協働が進んだりするなど、一定の成果につながりました。
- 人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、さまざまな社会課題が存在する中、未来に向けて学びのあり方を構想するにあたっては、教育の未来像を巡る動向¹をふまえ、個人と社会のウェルビーイング(Well-being)²の実現をめざすことが大切です。
- 一人ひとりのウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていくことが求められます。こうした社会の実現に向けては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人びとと協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要です。
- ウェルビーイングのとらえ方は国や地域により異なり得るものであり、一人ひとりの置かれた状況によっても多様な求め方があり得ます。我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながりや関係性に基づく要素がウェルビーイングにとって重要な意味を有しているとされていることをふまえ、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイング³の向上を図ることが大切です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以来、子どもたちの学習や心身にも一定の影響が生じているとの指摘もなされているところです。一人ひとりの回復のペースは同じではないという認識のもと、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びと健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割をふまえ、単にコロナ禍前に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものの回復やICTの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要です。

1 OECD「ラーニング・コンパス2030」(令和元(2019)年5月)、教育振興基本計画(令和5(2023)年6月16日閣議決定)などの未来に向けた学習の枠組みや教育政策に関する計画など。

2 ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。

3 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感(現在と将来、自分と周りの他者)」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現(達成感、キャリア意識など)」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられます。

- こうした認識のもと、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重の教育宣言4」に込められた思いを引き続き大切にするなど、これまでの計画を発展的に継承しながら、本県の教育の新しい指針として「三重県教育ビジョン」を策定します。

2 位置づけ

- 本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。
- 本ビジョンは、本県の総合計画である「強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ」⁵、「みえ元気プラン」⁶で示された理念をふまえ、教育分野の施策を推進していくための計画です。また、本ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画です。
- 本県の教育施策の基本的な考え方などを示す「三重県教育施策大綱」は、就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体を対象としています。そのため、主として公立学校教育を対象とする本ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえて策定することとします。

3 対象範囲

- 本ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。
 - ① 公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること
 - ② 上記①と密接な関係を有し、市町、家庭、地域などとの連携・協働のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：地域と学校の連携・協働の推進、家庭教育応援の推進）

4 計画期間

- 令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

4 「三重県教育ビジョン」（平成28（2016）年3月策定）において、県民一人ひとりが、それぞれの役割や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくという決意をあらわすものとして示されました。「三重の教育宣言」の全文は巻末資料に掲載しています。

5 長期的な視点から、おおむね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョンです。

6 「強じんな美し国ビジョンみえ」を着実に推進するための取組内容をまとめた、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の中期の戦略計画です。

5 全体構成

- 第1章の「総論」では、本県の教育がめざすべき方向性を「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けて「教育施策の基本的な考え方」と「教育ビジョンを貫く視点」を明らかにします。「教育施策の基本的な考え方」は、「三重県教育施策大綱」で示され、本ビジョンに基づく取組を推進する考え方として重要な意義を持つものです。また、「教育ビジョンを貫く視点」は、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、全ての施策を推進する上で大切にしたい横断的な視点です。
- 第2章の「基本施策・施策」では、「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策において「めざす姿」と「基本的な考え方」を、また、それぞれの施策において「めざす姿」や「現状と課題」、「主な取組内容」、「K P I（重要業績評価指標）」を示します。

基本施策

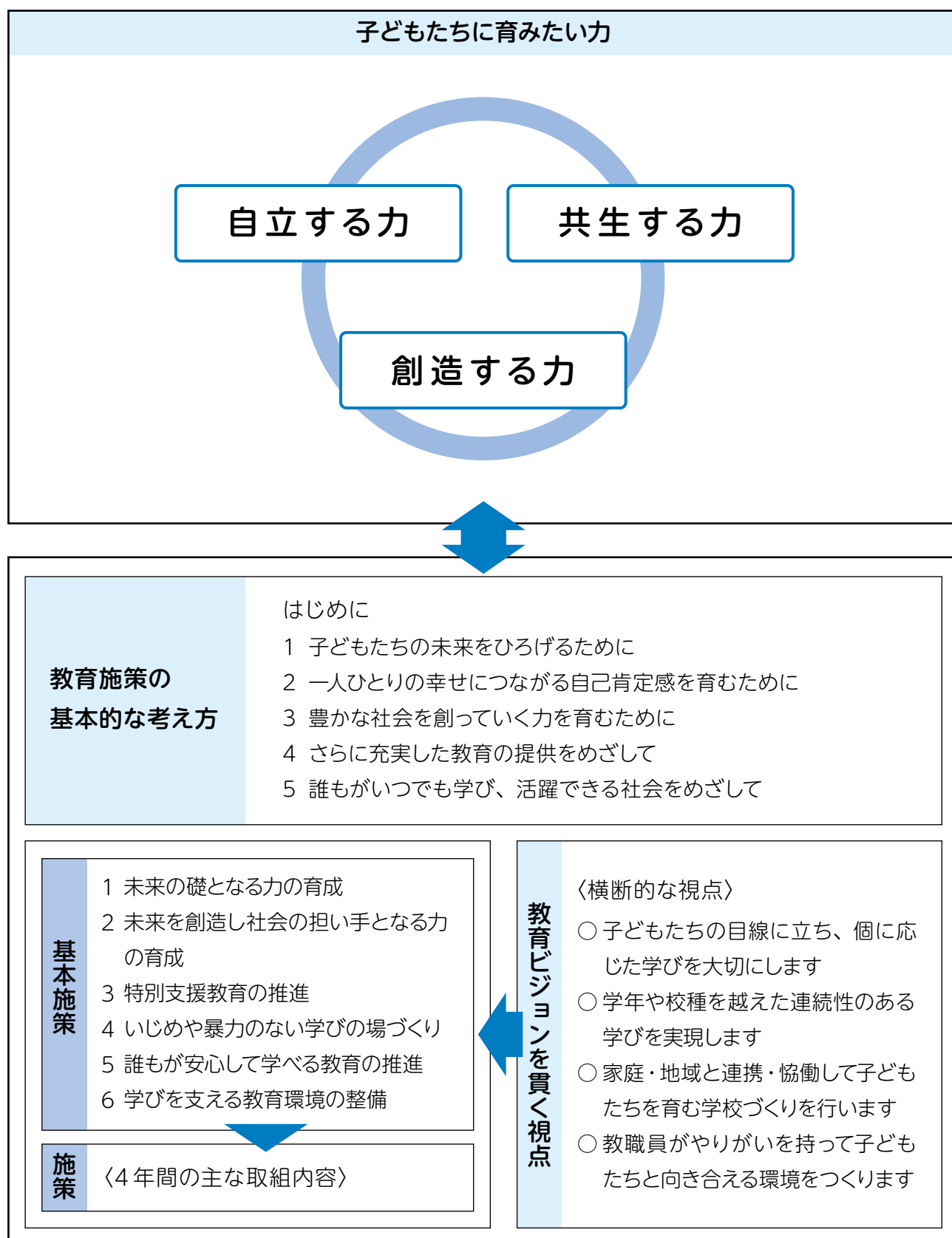
めざす姿	計画期間が終了する令和9（2027）年度末にこの基本施策が目標としている姿を記載します。
基本的な考え方	この基本施策の背景や意義、めざす方向性などを記載します。

施策

めざす姿	この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和9（2027）年度末までに達成する姿を記載します。
現状と課題	この施策に関する現状や課題、背景等を記載します。
主な取組内容	この施策で実施する主な取組を記載します。
K P I (重要業績評価指標)	K P IはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度を評価する指標です。本ビジョンでは、各施策の「めざす姿」を実現するための過程を計測する中間指標として設定します。

- 第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、進行管理や多様な担い手との連携・協働について記載します。

【ビジョン体系（イメージ図）】



第1章 総論

- ・子どもたちに育みたい力
- ・教育施策の基本的な考え方
- ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策

- ・基本施策
- ・施策